

SHINWA NEWS

令和6年分の確定申告について

令和7年2月
(No. 15)

今年も確定申告の時期が近づいて参りました。
今回は、令和6年分の所得税の確定申告について適用される改正事項及びご留意いただきたい事項をご紹介します。

(今回の申告期限は、令和7年3月17日(月)になります。)

[1] 令和6年分の申告に関する改正事項

(1) 定額減税

① 概要

令和6年所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人は、納税者本人及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき(いずれも日本国の居住者に限り)所得税30,000円が控除されます。

ただし、合計額が本人の令和6年の所得税額を超える場合は、その所得税額が限度となります。

② 確定申告における定額減税の適用

所得税の確定申告が必要な人や医療費控除や寄附金控除等を適用して還付を受けるための申告(還付申告)を行う人については、令和6年分所得税の確定申告の際に定額減税額を計算し、納付すべき又は還付される所得税の額を精算します。

控除しきれない定額減税額(控除外額)がある場合、給付金の支給による対応もありますので、控除外額があることのみをもって確定申告の必要はありません。

(2) 住宅借入金等特別控除の拡充

個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する人、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する人又は年齢19歳未満の扶養親族を有する人(特例対象個人)が住宅借入金等特別控除を適用する場合には、認定住宅等借入限度額が上乗せされます。

(3) 子育て対応改修工事等に係る税額控除の創設(住宅特定改修特別税額控除)

特例対象個人が、自己が所有している居住用家屋について子育て対応改修工事等を行った場合において、その家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間にその人の居住の用に供したときに、一定の要件の下で、一定の金額をその年分の所得税額から控除することができます。

この控除は、住宅ローン等の利用がない場合でも利用できます。

[2] ご留意いただきたい事項

・次の場合には、確定申告が必要となりますのでご注意ください。

(1) 原稿料、講演料、印税、放送出演料などの収入がある方

事業所得に該当する場合を除き、雑所得(業務)として課税されます。

(2) インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得がある方

原則、事業所得又は雑所得(業務)として課税されます。

※生活に通常必要な動産の譲渡による所得は非課税のため、確定申告に含める必要はありません。

(3) 暗号資産の取引に係る収入がある方

ビットコインをはじめとする暗号資産を売却又は使用することにより生じる利益については、原則、雑所得(その他)として課税されます。

(4) 保有する外国通貨の日本円への交換などによる為替差益があった方

為替差益については、原則、雑所得(その他)として課税されます。

ただし、外国通貨を保有している際に生じる含み益については、利益が確定していないため確定申告の必要はありません。

(5) 生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った方

保険料の負担者本人が生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合には、受取の方法により、一時所得又は雑所得として課税されます。

① 満期保険金等を一時金で受領した場合

満期保険金等を一時金で受領した場合には、一時所得として課税されます。

一時所得の金額は、その満期保険金等以外に他の一時所得がない場合には、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料又は掛金の額を差し引き、さらに一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額となります。課税の対象になるのは、この金額をさらに2分の1にした金額となります。

② 満期保険金等を年金で受領した場合

満期保険金等を年金で受領した場合には、公的年金等以外の雑所得として課税されます。

雑所得の金額は、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料または掛金の額を差し引いた金額です。

(6) 外国為替証拠金取引(FX)による収入がある方

外国為替証拠金取引(FX)による収入は、先物取引に係る雑所得等として課税されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。